明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号（北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件（外務六七）　一

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件（同六八）　八

○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件の一部を改正する件（同六九）　一〇

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件の一部を改正する件（同七〇）　一二

○外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件の一部を改正する件（財務八一）　一二

告示

○外務省告示第六十七号

平成二十八年三月二日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、北朝鮮による平成二十八年一月六日（日本時間）の核実験及び二月七日（日本時間）の弾道ミサイル発射を関連する安保理決議違反であると認定し、北朝鮮に対する制裁を追加・強化する次の決議が全会一致で採択された。

平成二十八年三月十一日

外務大臣　岸田　文雄

二千十六年三月二日に国際連合安全保障理事会がその第七千六百三十八回会合において採択した決議第二千二百七十号（二千十六年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千五百四十号（二千四年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第千八百八十七号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及び第二千九十四号（二千十三年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／四一）、二千九年四月十三日の議長声明（S／PRST／二〇〇九／七）及び二千十二年四月十六日の議長声明（S／PRST／二〇一二／一三）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

二千十六年一月六日に北朝鮮により決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及び第二千九十四号（二千十三年）に違反して実施された核実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約（NPT）及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

また、この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮の財政的、技術的及び産業上の資源がその核兵器及び弾道ミサイル計画に流用されていることを遺憾とし、北朝鮮が表明した核兵器開発の意図を非難し、

北朝鮮の人々が受けている深刻な苦難に対し、深い懸念を表明し、

北朝鮮市民の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮の武器販売が、核兵器及び弾道ミサイルの追求に流用される収入を生み出してきたことに対し、強い懸念を表明し、

北朝鮮が、二千十四年及び二千十五年の度重なる弾道ミサイルの発射並びに二千十五年の潜水艦発射弾道ミサイルの射出試験を通じて関連する安全保障理事会決議に違反し続けてきたことに深刻な懸念を表明し、全てのこのような弾道ミサイル活動は北朝鮮の核兵器運搬システムの開発に貢献するとともに、地域内外の緊張を高めるものであることに留意し、

北朝鮮が、外交及び領事関係に関するウィーン条約の下に与えられた特権及び免除を濫用していることへの懸念を引き続き表明し、

北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに最も深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、